



武漢市粉塵汚染予防改善管理弁法の施行

2018. 6.6

2018 年 7 月 1 日より、武漢市粉塵汚染改善管理弁法^{注1}が施行されています。

本弁法でいう「粉塵汚染」とは、建設プロジェクト工事、建物の取り壊し、道路の清掃、物品材料の運送及び積み卸し、緑化のメンテナンス等の活動、または遮蔽物が無い泥地から発生する粉末物等による大気汚染を指します。

建設単位には、以下規定等の遵守が求められています。

- 建設プロジェクト環境アセスメント報告に施工過程において発生する粉塵汚染の予防措置を含まなければならない
- 工事前の建設プロジェクト安全監督登記の手続き時に、関連主管部門に対し粉塵予防管理措置か同案を報告しなければならない
- 粉塵予防改善費用を工事費用に含め、全額を工事会社に支払い、専用費用として別途使用する
- 監督管理機構とプロジェクト監督契約を締結すると同時に、監督管理機構により粉塵汚染がプロジェクトの監督管理内容に含めるよう要求しなければならない。

これらに加え、工事の際には同弁法で規定する粉塵汚染予防及び処理要求を充足する必要があります。

また、都市化管理区域内の裸地の場合には緑化か舗装をしなければならず、未使用土地については土地使用権者が責任を負う点にも注意が必要です。

注 1:原文は以下 URL を参照のこと。

(URL: [http://www.wuhan.](http://www.wuhan.gov.cn/hbgovinfo_47/szfggxxml/zcfg/zfgz/201806/t20180601_206379.html)

[gov.cn/hbgovinfo_47/szfggxxml/zcfg/zfgz/201806/t20180601_206379.html](http://www.wuhan.gov.cn/hbgovinfo_47/szfggxxml/zcfg/zfgz/201806/t20180601_206379.html))

以上